

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

平成29年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行された。強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、懲役の下限が3年から5年に引き上げられるとともに、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、画期的な改正となった。

ただし、強制性交等罪の成立要件として脅迫、暴行を伴うことが必要とされるなど、改正の内容が不十分ではないかとの議論があったため、衆議院では6項目、参議院では9項目もの附帯決議が付され、施行3年後の見直し規定が盛り込まれている。

こうした刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、被害者の明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えないため、加害者側が無罪となる例が相次いだことなどから、改めて改正刑法の内容が社会問題化している。当然、被害者は明確な形で抵抗できない場合もあるため、多くの欧米諸国では、同意のない性交は全てレイプとして刑事罰の対象とするなど、被害者の視点に立った性犯罪の定義規定の改正が行われている。

よって、国においては、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、性犯罪に関する刑法改正の議論の充実とともに、早急に次の事項の見直しをするよう強く要望する。

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の見直しについて検討を図ること。
- 2 監護者わいせつ及び監護者性交等罪の適用年齢の拡大について検討すること。
- 3 性交同意年齢を引き上げること。
- 4 公訴時効期間の撤廃を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣 殿
衆議院議長
参議院議長
国家公安委員会委員長

座間市議会議長 吉田義人